

令和7年度「元気アップ教室」(一般介護予防事業)(後期追加分)業務提案公募要領

1 目的

運動習慣のない高齢者が自身の健康維持のための運動方法を学び、自宅でも継続して運動を行えるようにします。

2 公募件数 1教室(会場)

3 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度「元気アップ教室」(一般介護予防事業)(後期追加分)業務
- (2) 業務内容 令和7年度「元気アップ教室」(一般介護予防事業)(後期追加分)業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務の履行場所 地域包括支援センター牟礼管轄地域
(古高松・屋島・庵治・牟礼地区)
- (5) 提案上限額 教室開催1回当たり21,000円(消費税及び地方消費税を含む)
ただし、本業務実施のために会場借上費が必要となる場合は、1回当たり5,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限に実費相当額(ただし空調費は含まない)を加算できるものとします。
なお、この上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)がなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 仕様書「2(2)内容」及び「2(4)実施体制」の条件を満たしている者であること。
- (8) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
- ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
- エ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制の下にあるもの。
- オ 参加者を対象とした特定団体の営業行為に当たるもの。

5 提案公募の日程

本提案公募開始から事業者選定までの日程の概要は以下のとおりです。

内 容	日 時
提案公募の公表	令和7年5月12日（月）
提案公募関係資料の配布期間	令和7年5月12日（月）～6月12日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年5月26日（月）午後5時まで
参加資格の審査結果の通知	令和7年5月28日（水）
提案公募に対する質問受付期間 （事業者から本市への質問）	令和7年5月29日（木）～6月 3日（火）正午
上記の質問に対する回答期限	令和7年6月 4日（水）午後5時
提案書等の提出期間	令和7年6月 9日（月）午前9時～ 6月12日（木）午後5時
提案書等に対する質問への回答期限 （本市から事業者への質問）	令和7年6月19日（木）午後5時
審査結果の通知	令和7年6月下旬
契約の締結	令和7年7月上旬

6 公募関係書類の配布

（1） 配布書類

- ア 令和7年度「元気アップ教室」（一般介護予防事業）（後期追加分）業務提案公募要領
- イ 令和7年度「元気アップ教室」（一般介護予防事業）（後期追加分）業務仕様書
- ウ 個人情報取扱特記事項
- エ 提出書類様式
- （ア） 参加表明書 （様式第1号）
- （イ） 応募者概要書 （様式第2号）
- （ウ） 業務実績書 （様式第3号）
- （エ） 辞退届 （様式第4号）
- （オ） 企画提案書 （様式第5号）
- （カ） 参考見積書 （様式第6号）
- （キ） 提案書公開に係る意向申出書 （様式第7号）

- (2) 配布期間
令和7年5月12日(月)から同年6月12日(木)まで
- (3) 配布方法
高松市ホームページ「もっと高松」からのダウンロードしてください。

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書
 - イ 応募者概要書
 - ウ 業務実績書
 - エ 財務諸表等
直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書
※決算時期の関係から、直近の決算時における財務諸表等の提出が困難な場合は、前回決算時の財務諸表等を提出してください。
 - オ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
 - カ 本提案公募参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことが証明できるもの(滞納無し証明書等)。
*本提案公募公表時点で、高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載された事業者は、7(1)エ及びオについては提出を求めないものとします。
- (2) 提出部数
各提出書類についてそれぞれ1部
- (3) 提出方法
持参又は郵送
(郵送の場合は、配達記録の残る方法で、提出期限までに到着したものに限りします。)
- (4) 提出期間
令和7年5月26日(月)午後5時まで
※受付時間は、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前9時から午後5時までとします。
- (5) 提出先
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市健康福祉局 長寿福祉課 介護予防係 (担当:寒川)
- (6) 参加資格に係る審査結果の通知
参加表明者の参加資格の有無を令和7年5月28日(水)に文書で通知します。提出期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。
- (7) 参加表明書提出後の辞退
参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

8 質問及び回答

(1) 質問の受付期間及びその方法

本公募に関する質問がある場合は、令和7年5月29日（木）から6月3日（火）正午までに、高松市ホームページ「もっと高松」の本公募ページ内のリンクより専用ページに入り、必要事項及び質問を入力してください。なお、質問は、本公募に必要な事項にかぎります。

(2) 回答期限

提出された質問及びその回答について、質問者が特定できない形で、その内容を令和7年6月4日（水）午後5時までにホームページ内で公開します。

(3) 受け付けない項目

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本公募に関係のないもの
- カ 他の参加者の状況に関するもの
- キ 質問受付期間外に提出されたもの
- ク 8（1）以外の方法によるもの

(4) その他

質問に対する回答は、本要領、仕様書に対して、追加又は修正したものとみなします。本公募に参加する者は、この回答内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。

9 企画提案書の提出

(1) 提出方法

参加資格の審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本提案公募の参加の意思のあるものは、次のアからウまでに掲げる書類を、提出期限までに「(3) 提出先」に持参、又は郵送してください。

ア 提案書

(ア) 書式等

- a 用紙サイズ：A4判
- b 文字サイズ：10.5ポイント
- c 印刷：両面

(イ) 部数

正本1部、副本3部

(ウ) 会場、日程、実施時間、実施内容を含めて提案すること。

(エ) 仕様書に沿った内容で、実施可能な内容を示すこと。

(オ) 記述はできるだけ平易な表現(図表を含む)とすること。

(カ) 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は認めない。

イ 参考見積書

参考見積書は、配布資料の「参考見積書」により作成してください。また、その内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

ウ 提案書の公開に係る意向申出書

提案書の内容について公開請求があった場合の取扱いについての意向を申し出てください。なお、詳細は、13 提出書類の取扱い（４）を参照してください。

（２） 企画提案書等の提出期間及び提出方法

令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 9 時から同年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで。

持参又は郵送

（郵送の場合は配達記録の残る方法で、提出期限までに到着したものに限りします。）

（３） 提出先

〒 7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号

高松市健康福祉局 長寿福祉課 介護予防係 （担当：寒川）

10 企画提案書に対する質問

企画提案書の内容について、市から質問することがあります。

11 受託候補者（会場）の選定

企画提案書等を提出した事業者のうち、本要領「４ 参加資格」を満たす者について、下記により合計点数が最も高い 1 教室（会場）を受託候補者に選定します。

（１） 選定者

長寿福祉課長、長寿福祉課主幹、長寿福祉課課長補佐（介護予防担当）の 3 名

（２） 選定項目

ア 選定基準

別表 1 の選定項目による選定者 3 人の合計点（満点 150 点）により決定します。ただし、参加者が 1 事業者のみの場合であっても、当該事業者の合計点数が 90 点以上である場合には、当該事業者を受託候補者として選定します。

イ 上記アにより選定しがたい場合は、選定者間で協議・検討し、選定できるものとします。

別表 1 選定基準

選定項目		選定ポイント	配点
1	事業内容等	運動プログラムは特別な器具や設備を使用せず、自宅等で継続して実施できる内容となっているか。また、運動負荷は適切か。 教室終了後の運動継続に向けた働きかけがなされているか。 （運動方法の指導、継続のための意識づけ等）	15 点
2	事業の計画性	参加者にとって、予定が立てやすい開催日時になっているか。（月によって、開催日や時間にバラつきがないか等）	5 点

3	実施会場	15名以上の新規参加者が見込める会場か。	10点
4	実施体制	運動指導者は適切に配置されているか。また、事故発生時の連絡体制やマニュアル等の整備は適切か。	10点
5	同種の事業実績	元気な高齢者への運動指導の実績があり、成果を上げているか。	5点
6	提案価格	参考見積価格は適正か。提案内容と整合性が取れているか。	5点
計			50点

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果は参加者全員に文書で通知します。なお、他の事業者の選定結果や審査の内容に関する問い合わせには一切応じないこととします。

イ 選定結果の公表

選定結果は、参加者へ通知後、高松市ホームページで採択者と会場名を公表します。

(4) 選定に当たっての留意事項

参加者が次のいずれかに該当したときは、その者を選定の対象から除外し、若しくは選定を取り消し、選定結果が次点の者から順に繰り上げて契約の相手方とします。

ア 選定手続き業務に従事する職員若しくは関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 申請書類等に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ 参加資格を満たしていないことが判明した場合

カ 参加者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合

ク 契約締結日までに指名停止となった場合

12 業務委託契約

(1) 契約

受託候補者と当該業務に係る契約内容及び仕様等について協議を行い、その内容について合意をしたときは、必要に応じ当該業務に係る仕様書を修正の上作成するものとします。その後、仕様書（修正した仕様書を含む。）に基づき見積書を徴取し、その額が予定価格の範囲内であるときは、随意契約の方法により契約を締結します。

(2) 契約保証金

要します。ただし、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第24条各号のいずれかに該当する場合は免除することができます。

(3) 委託料の支払条件

各月完了払いとし、本業務の検収後、正当な請求に基づき支払います。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の書類に係る差替え、追加及び削除は認めません。
- (3) 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、提出された提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）する許諾を、作成者は本市に与えるものとします。
- (4) 提出された書類については、本市は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがあります。また、その場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされます。
この同意をしない場合は、その旨の意思表示が必要となります。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、本提案公募への参加に伴い必要となる経費は全て参加者の負担とします。

本市がやむを得ない理由等により本提案公募を実施することができないと認めるときは、本提案公募の実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本提案公募に要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 失格事項

次のアからエまでに掲げる場合（以下「失格事項」という。）のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

本提案公募への参加者又は受託候補者と決定した提案者に失格事項が生じた場合は、本提案公募の参加資格を有する者としての決定又は受託候補者の決定を取り消します。
このことにより参加者又は受託候補者に損害が生じた場合にあっても、本市はこれら損害について一切の負担をしません。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ 参考見積書の金額が、提案上限額を超過していた場合

15 周知事項等

(1) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を次のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

(2) 不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

(もっと高松トップページ

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>) » 事業者の方 » 入札・契約情報 » 契約監理課ホームページ)

(3) 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の

履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（４） 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア 定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。